

健 発 第0125002号
平成20年1月25日

各 { 都道府県知事
政令市市長
特別区区长 } 殿

厚生労働省健康局長

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第153号）が平成19年12月28日に公布され、平成20年4月1日から施行することとされたところであるが、改正の趣旨等は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に遺憾のないようお願いするとともに、関係機関及び関係団体等に対する周知方願います。

記

第1 改正の趣旨

今回の改正は、水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づく水質基準に塩素酸が追加されること（水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の改正）に伴い、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条に基づく水質検査に塩素酸を追加し、その定期検査の頻度を1年に1回としたこと。

第2 関係通知の改正

- 1 厚生労働省健康局長通知「建築物における衛生的環境の維持管理について」（平成20年1月25日健発第0125001号）の別添「建築物環境衛生維持管理要領」（以下「維持管理要領」という。）の一部を次のよう

に改正し、平成20年4月1日から適用すること。

(1)第2の6の(1)のイ中「表中第6の項、31の項、33の項、34の項及び39の項」を「表中第6の項、32の項、34の項、35の項及び40の項」に改めること。

(2)第2の6の(1)のウ中「21の項から30の項」を「21の項から31の項」に改めること。

第3 その他

1 測定時期

塩素酸の水質検査は、第2の1の維持管理要領の改正を踏まえ、6月1日から9月30日までの間に行うこととしたこと。

2 検査体制の整備

本省令は平成20年4月1日より施行されるので、それまでに水質検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じられたいこと。